

(令和6年8月1日)

名古屋市上下水道局における
現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関するQ&A
(建築・設備工事)

(参考) 目次

常駐義務期間について

Q1：現場代理人の工事現場への常駐義務が発生するのはどの期間ですか。

現場代理人の兼務の考え方

Q2：要綱第3条及び第4条に記載の要件を満たしていれば、全ての工事が兼務可能ですか。

Q3：兼務中の工事が、変更契約により請負代金額が4000万円以上となった場合、または4000万円未満になった場合はどうなりますか。

Q4：工事現場が複数ある工事であっても他工事との兼務は可能ですか。

Q5：業務委託の現場代理人は請負工事の現場代理人を兼務することはできませんか。

Q6：現場代理人を兼務できる件数・組み合わせがよくわかりません。

Q7：兼務の件数に含まない期間の考え方がわかりません。

Q8：現場代理人の兼務件数の数え方がよくわかりません。

現場代理人と技術者の兼務について

Q9：現場代理人は営業所の専任技術者を兼務することはできますか。

Q10：現場代理人と技術者を兼務している場合、現場代理人の兼務を認められた別工事の技術者の兼務は可能ですか。

Q11：現場代理人と技術者が兼務できる組み合わせがよくわかりません。

要綱の適用について

Q12：「土木工事」と「建築・設備工事」のどちらの要綱を適用すべきか判断が付きません。

常駐義務緩和時の施工監理について

Q13：連絡員の配置に条件はありますか。

Q14：工事現場に駐在したことの記録とはどのようなものですか。

Q15：現場代理人の所在を明らかにしておく必要はありますか。

Q16：新たな工事の現場代理人を兼務したい場合には、どのような書類を提出すればいいですか。

Q17：連絡員を施工計画書の緊急時の体制に記載する必要がありますか。

Q18：連絡員を変更することは出来ますか。

Q19：兼務している他の工事が早く完了した、工期延期した、途中で他の現場代理人に変更したなどの場合はどうしたらよいですか。

兼務の不承認・解除について

Q20：要綱第4条第7号の要件「発注者が兼務を承認することが適当でないと認める場合でないこと」とはどのようなケースですか。

Q21：兼務する現場代理人以外が工事評定において65点未満の成績を採っている場合も兼務できなくなるのですか。

Q22：工事途中で現場代理人の兼務を取り消される場合は、具体的にどのような場合ですか。

Q23：工事途中で現場代理人の兼務を取り消された場合はどうすればよいですか。

Q24：現場代理人の兼務が認められなくなって、新たな現場代理人を配置する必要がある場合、どの現場に新たな現場代理人を配置すればよいですか。

Q25：新たな現場代理人を配置できない場合はどのように対応すればよいですか。

注) このQ&Aにおける「請負代金額 4,000 万円」の記載は、建築一式工事においては「請負代金額 8,000 万円」に読み替えて適用すること。
また、金額は税込みとする。

常駐義務期間について

Q 1 : 現場代理人の工事現場への常駐義務が発生するのはどの期間ですか。

A 1 : 建築・設備工事における現場代理人が工事現場への常駐を要するのは、工期から以下を除いた期間です。

- ① 請負契約締結後、現場施工に着手までの期間
- ② 工事請負契約約款第 19 条の規程に基づき、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完了後、検査が完了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

なお、工事現場への常駐を要しない期間については、工程表等の書面提出により明確化する必要があります。

(例 1) 工事一時中止がある工事

準備期間	現場作業 期間	工事一時中止 (工事請負契約約款第 19 条)	現場作業 期間	検査	後片 付け
常駐 要しない	常駐 要する	常駐 要しない	常駐 要する		常駐 要しない

(例 2) 工場製作期間がある工事

準備期間	工場製作期間		現場作業 期間	検査	後片 付け
常駐 要しない	常駐 要しない		常駐 要する		常駐 要しない

(例 3) 工場整備期間がある工事

準備期間	現場作業 期間	工場整備期間	現場作業 期間	検査	後片 付け
常駐 要しない	常駐 要する	常駐 要しない	常駐 要する		常駐 要しない

現場代理人の兼務の考え方

Q 2 : 要綱第 3 条及び第 4 条に記載の要件を満たしていれば、すべての工事が兼務可能ですか。

A 2 : 現場代理人を兼務するためには上記の要件の他、該当する全ての工事において、要綱第 5 条に記載の監督員の承認を得ることが必要となります。

Q 3 : 兼務中の工事が、変更契約により請負代金額が 4 0 0 0 万円以上となった場合、または 4 0 0 0 万円未満になった場合はどうなりますか。

A 3 : 兼務の要件となる請負代金額 4, 0 0 0 万円は当初請負代金額で判断します。変更契約により 4 0 0 0 万円以上となった場合でも引き続き兼務が可能です。

当初 4 0 0 0 万円以上の工事が変更契約で 4 0 0 0 万円未満となった場合も同様に、当初請負代金額で判断されるため、兼務はできません。

Q 4 : 工事現場が複数ある工事であっても他工事との兼務は可能ですか。

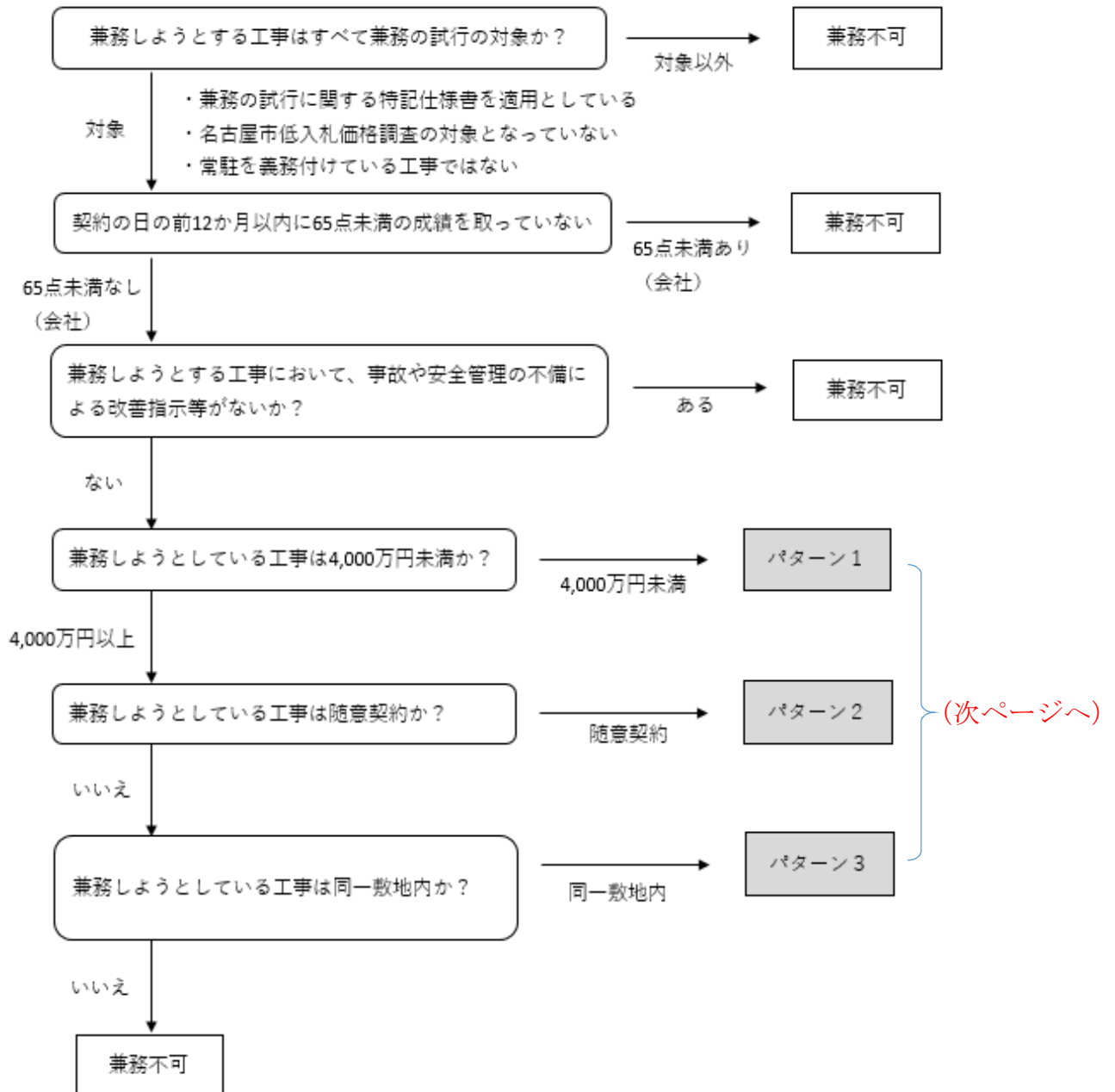
A 4 : 工事現場が複数ある工事であっても兼務可能ですが、施工管理等に支障が無いよう工程を組み、監督員の承諾を得る必要があります。なお、工事現場が複数ある工事であっても兼務件数は 1 件として扱います。

Q 5 : 業務委託の現場代理人は請負工事の現場代理人を兼務することはできますか。

A 5 : 建築・設備工事では、業務委託の現場代理人は請負工事の現場代理人を兼務することができます。この場合、請負工事の現場代理人の兼務件数に業務委託分は含めません。

Q 6 : 現場代理人を兼務できる件数・組み合わせがよくわかりません。

A 6 : 以下のフロー図、パターンを参考にしてください。



【パターン1の場合の兼務が可能な組み合わせ例】

1-1

請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のA工事の現場代理人
請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のB工事の現場代理人

1-2

請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のA工事の現場代理人
請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のB工事の現場代理人
少額随契のC工事の現場代理人

1-3

請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のA工事の現場代理人
請負代金額 4,000 万円未満(当初・税込)のB工事の現場代理人
緊急随契のD工事の現場代理人

【パターン2の場合の兼務が可能な組み合わせ例】

2-1

請負代金額 4,000 万円以上(当初・税込)のA工事の現場代理人
少額随契のC工事の現場代理人

2-2

請負代金額 4,000 万円以上(当初・税込)のA工事の現場代理人
緊急随契のD工事の現場代理人

【パターン3の場合の兼務が可能な組み合わせ例】

3-1

A工事の現場代理人 (請負代金額上限無し)
B工事の現場代理人 (請負代金額上限無し)

3-2

A工事の現場代理人 ((請負代金額上限無し)
B工事の現場代理人 (請負代金額上限無し)
少額随契のC工事の現場代理人

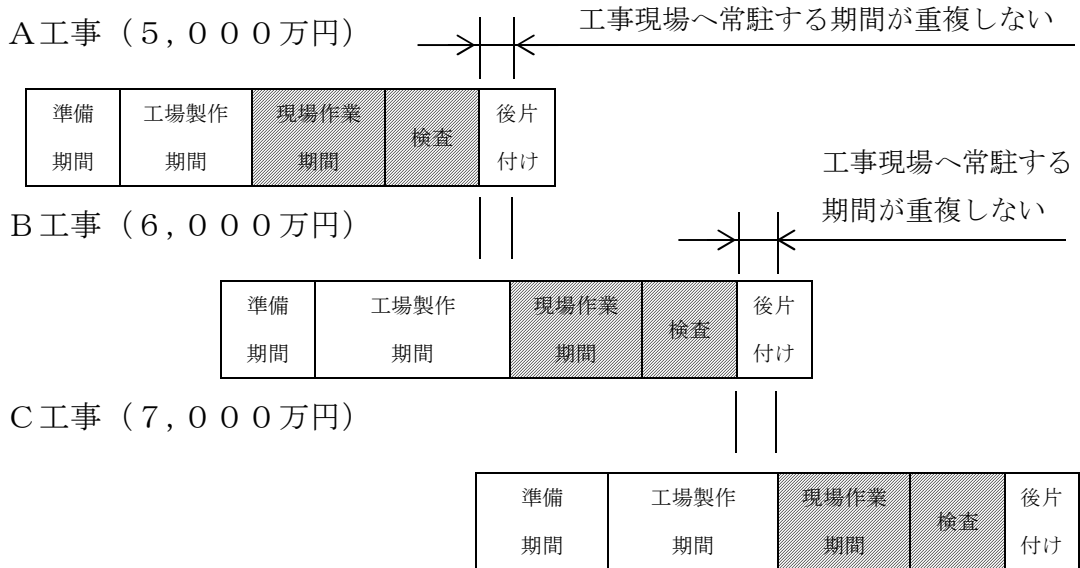
3-3

A工事の現場代理人 (請負代金額上限無し)
B工事の現場代理人 (請負代金額上限無し)
緊急随契のD工事の現場代理人

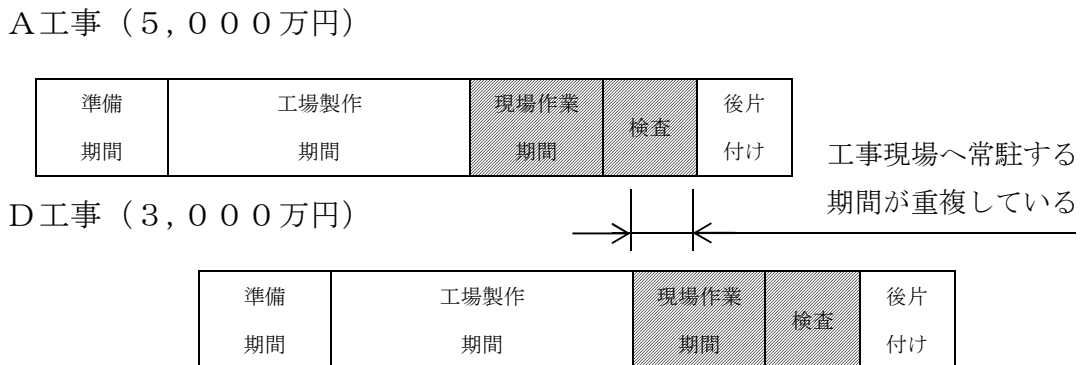
Q 7 : 兼務の件数に含まない期間の考え方がわかりません。

A 7 : 建築・設備工事において、要綱第4条3 (1) ~ (4) の期間については兼務件数に含みませんので、複数工事を同一の現場代理人とすることができます。

(複数工事を同一の現場代理人とすることができる例)



(複数工事を同一の現場代理人とすることができない例)



※ 同一敷地内でなければ、4,000 万円以上の工事は兼務できません。

Q8：現場代理人の兼務件数の数え方がよくわかりません。

A8：兼務件数の数え方は以下の工程表の例を参考にしてください。

工事	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
A工事	契約	準備	現場作業	整備	整備	整備	現場作業	現場作業	現場作業	片付							
B工事			契約	準備	現場作業	現場作業	片付										
C工事				契約	準備	現場作業	現場作業	現場作業	片付								
D工事					契約	準備	製作	製作	現場作業	現場作業	片付						
兼務工事			A		B	BC	AC	AC	AD	D							
兼務件数			1件		1件	2件	2件	2件	2件	1件							
判定			○		○	○	○	○	○	○							

■：常駐義務を要する期間

- 【解説】 現場作業を行っている期間について2件まで兼務ができる
 A工事の工場整備期間（4月～6月）は兼務の件数に含まない。
 D工事の工場製作期間（7月～8月）は兼務の件数に含まない。
 6月～9月の兼務件数は2件である

（参考）7月の工程表の詳細

工事	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
A工事	製作	製作	製作	製作	現場作業	休工	休工	現場作業	現場作業	現場作業	現場作業	現場作業	休工	休工	現場作業	現場作業	現場作業
B工事			検査前準備	検査	片付	休工	休工	片付	片付								
C工事	現場作業	現場作業	現場作業	現場作業	現場作業	休工	休工	休工	休工	休工	休工	現場作業	休工	休工	現場作業	現場作業	現場作業
D工事	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作	製作
兼務工事	BC	BC	BC	BC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC	AC
兼務件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■：常駐義務を要する期間

- 【解説】 A工事：現場作業着手の5日（金）から兼務の件数に含む。
 B工事：検査完了の4日（木）まで兼務の件数に含む。
 C工事：現場作業期間中に休工日があるが兼務の件数に含む。
 D工事：工場製作期間は兼務の件数に含まない。
 表中の期間において兼務件数は2件である。

工程表の用語の説明

- 準備：請負契約締結後、現場作業に着手するまでの期間
- 現場作業：実際に現場で作業を行う期間
- 製作：工場製作のみが行われている期間で現場作業が行われていない期間
- 整備：工場整備のみが行われている期間で現場作業が行われていない期間
- 休工：工程・人員調整などで現場作業を行わない期間
- 検査前準備：完成検査を行うまでの期間
- 片付：完成検査終了後の片付期間

現場代理人と技術者の兼務について

Q 9 : 現場代理人は営業所の専任技術者を兼務することはできますか。

A 9 : 現場代理人は営業所の専任技術者との兼務はできません。

Q10 : 現場代理人と技術者を兼務している場合、現場代理人の兼務を認められた別工事の技術者の兼務は可能ですか。

A10 : 現場代理人と監理・主任技術者の兼務については、現場代理人の兼務を認めることにより、技術者の専任義務が緩和されるものではありません。兼務が可能であるかは技術者の配置要件によります。

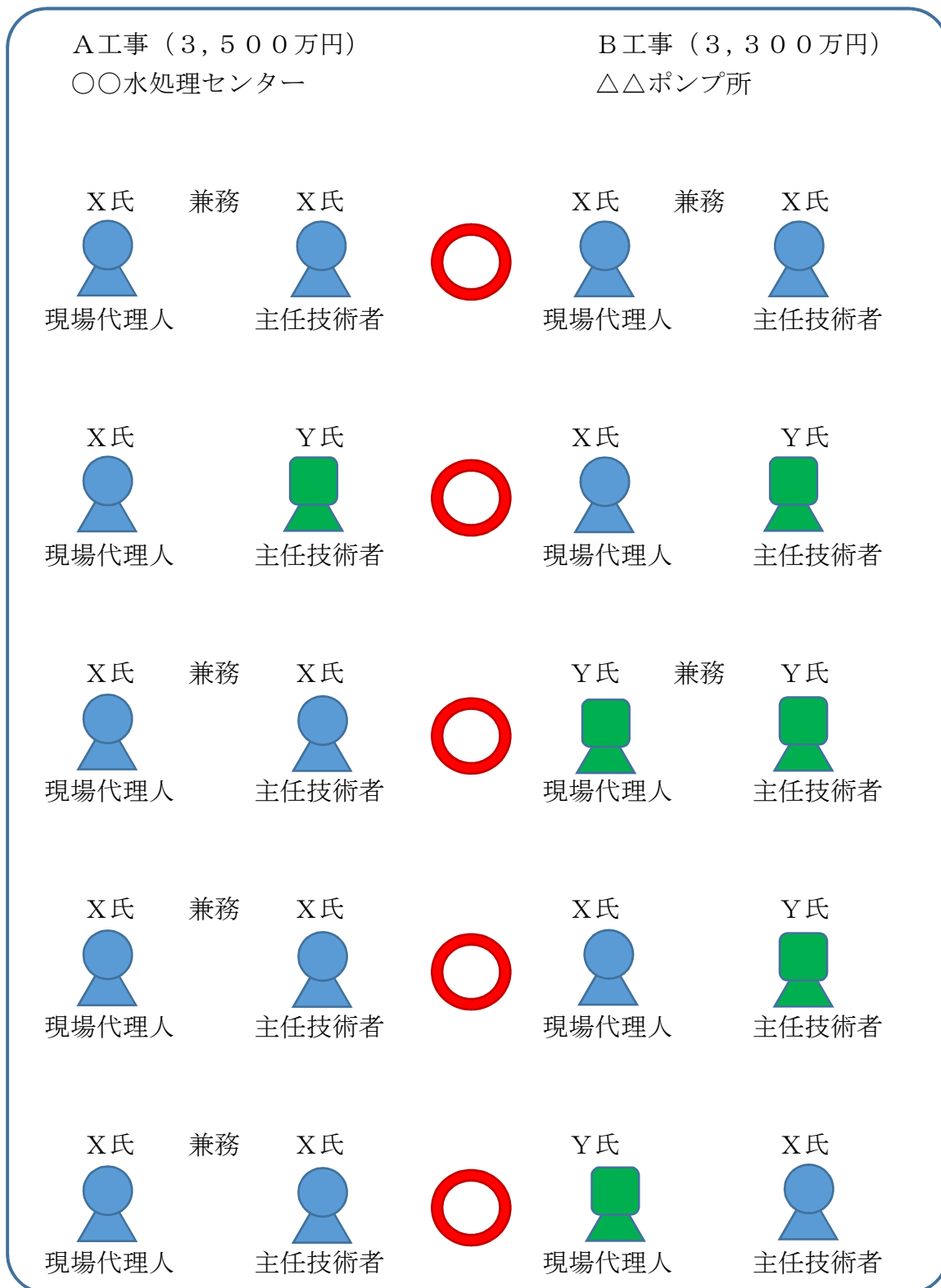
Q11 : 現場代理人と技術者が兼務できる組み合わせがよくわかりません。

A11 : 以下の表及びパターン図を参考に判断してください。

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件*	技術者を兼務しないため、関係なし	非専任	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 専任 [監理技術者 主任技術者(右記以外)] </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 工事に密接な関係があり、現場が10km程度以内である場合の主任技術者 </div>
他の工事現場との兼任	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A工事 ↔ B工事</div> ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A工事 ↔ B工事</div> ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ技術者も兼務可能)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A工事 ✕ B工事</div> ⇒現場の兼任不可(*技術者の専任制のため)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A工事 ↔ B工事</div> ⇒両現場の現場代理人を兼任可能(かつ主任技術者も兼務可能)

【国土交通省 工事現場に配置される技術者等の効率的活用より】

(1) 請負代金額4,000万円未満の兼務の例



【解説】 兼務する工事が4000万円未満の場合、技術者の専任義務がありません。
また、現場代理人も兼務が可能となります。

(2) 請負代金額4,000万円以上の兼務の例

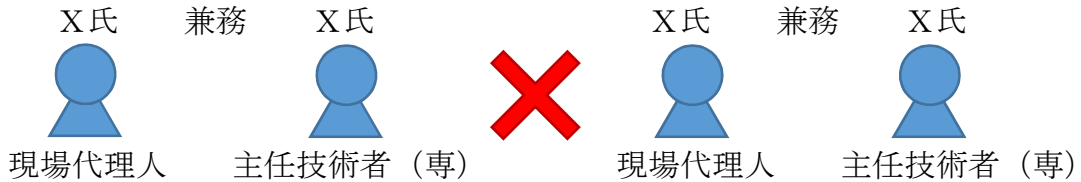
A工事 (4,500万円)

〇〇水処理センター

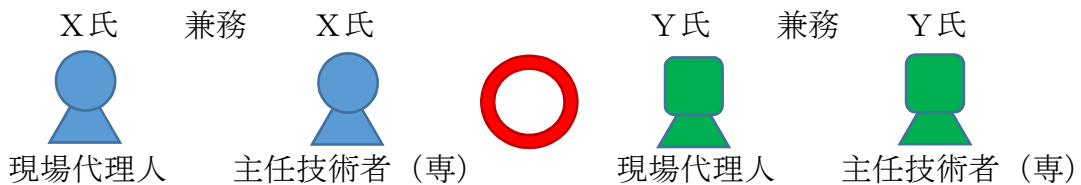
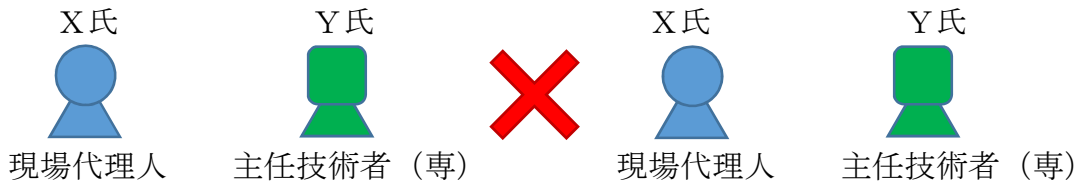
B工事 (5,500万円)

△△ポンプ所

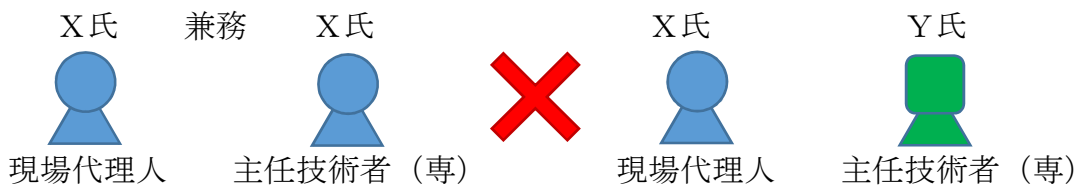
NG : 別工事の技術者、代理人の兼務が不可



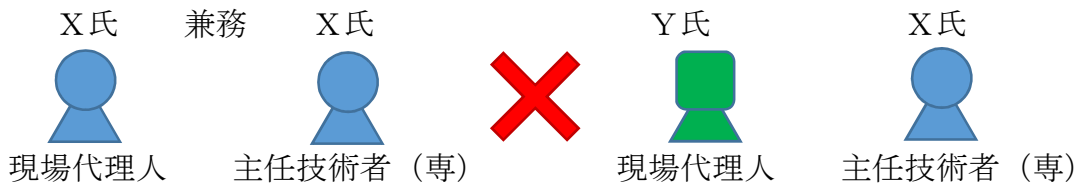
NG : 別工事の技術者、代理人の兼務が不可



NG : 別工事の代理人の兼務が不可

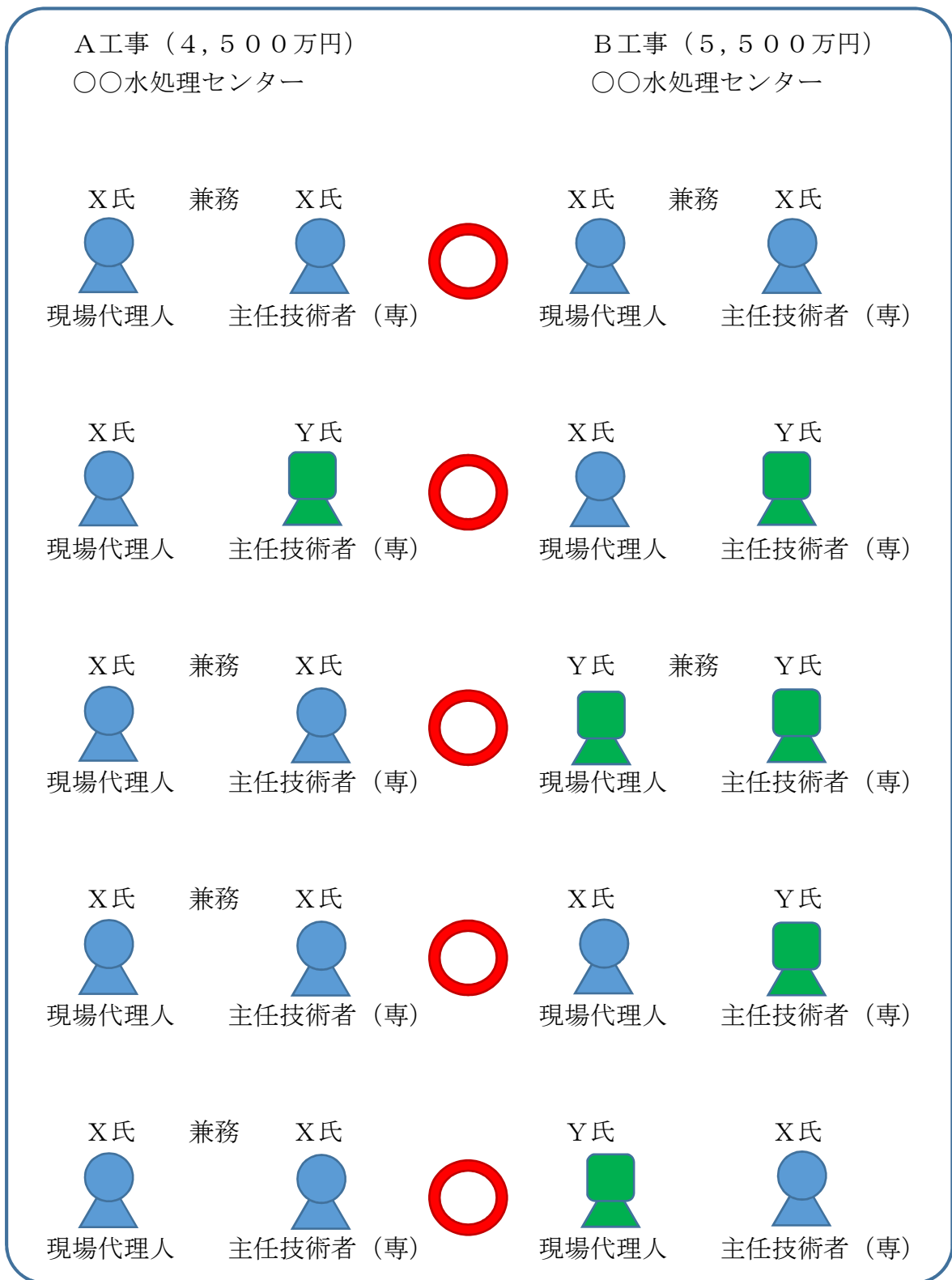


NG : 別工事の技術者の兼務が不可



【解説】 兼務する工事が4000万円以上の場合、技術者の専任義務があります。
また、現場代理人も原則、兼務が不可となります。

(3) 請負代金額4,000万円以上の兼務の例 (同一敷地内の場合)



【解説】 兼務する工事が同一敷地内であり、施工にあたり相互に調整を要するため、技術者の専任要件が緩和され兼務が可能となるケースです。
また、現場代理人も請負代金額に関わらず兼務が可能となります。

(4) 変更契約により請負代金額4,000万円未満が4,000万円以上となった場合の例

1. 当初契約

A工事 (3,500万円)
〇〇水処理センター

B工事 (3,300万円)
△△ポンプ所

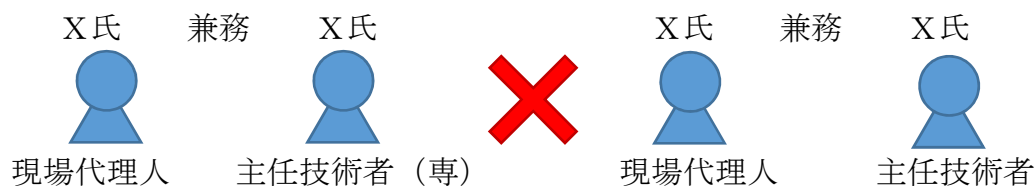


2. 変更契約により4,000万円以上となった場合

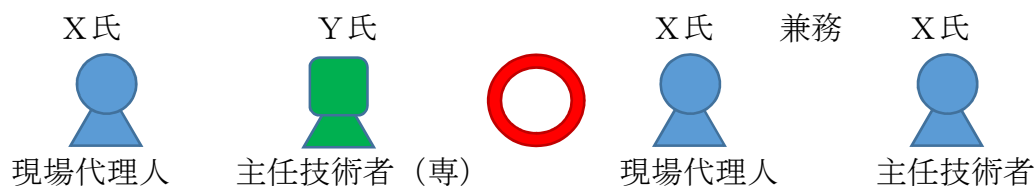
A工事 (4,300万円)

B工事 (3,300万円)

NG: そのままだと、専任の主任技術者が同じため不可



(A工事 (またはB工事) の主任技術者を変更)



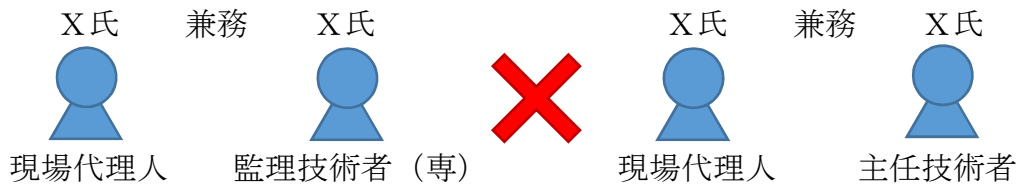
【解説】 兼務するいずれかの工事の請負代金額が4,000万円以上に変更された場合、技術者は専任を要することになるため技術者を変更する必要があります。一方で現場代理人については当初請負代金額で判断するため、現場代理人の兼務の継続が可能です。

(5) 下請負代金額の合計が4,500万円以上の兼務の例

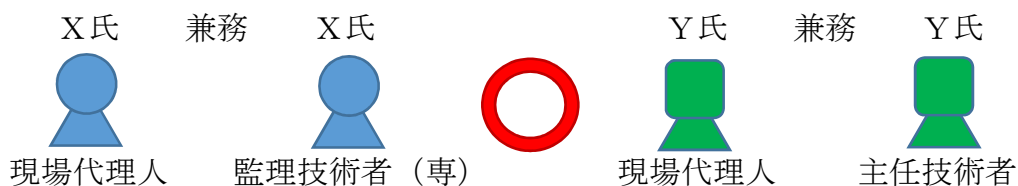
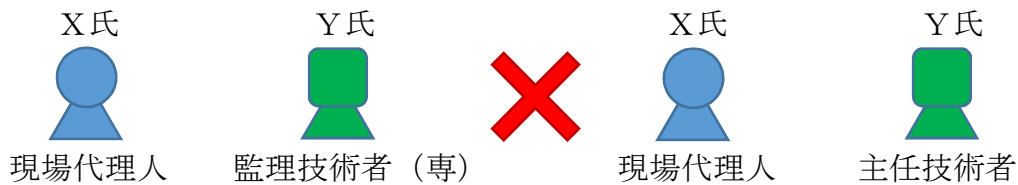
A工事（9,500万円）
（下請負代金額5,000万円）
○○水処理センター

B工事（3,500万円）
△△ポンプ所

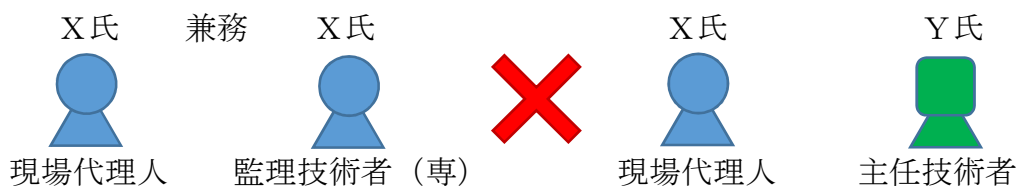
NG：別工事の技術者、代理人の兼務が不可



NG：別工事の技術者、代理人の兼務が不可



NG：別工事の代理人の兼務が不可



NG：別工事の技術者の兼務が不可

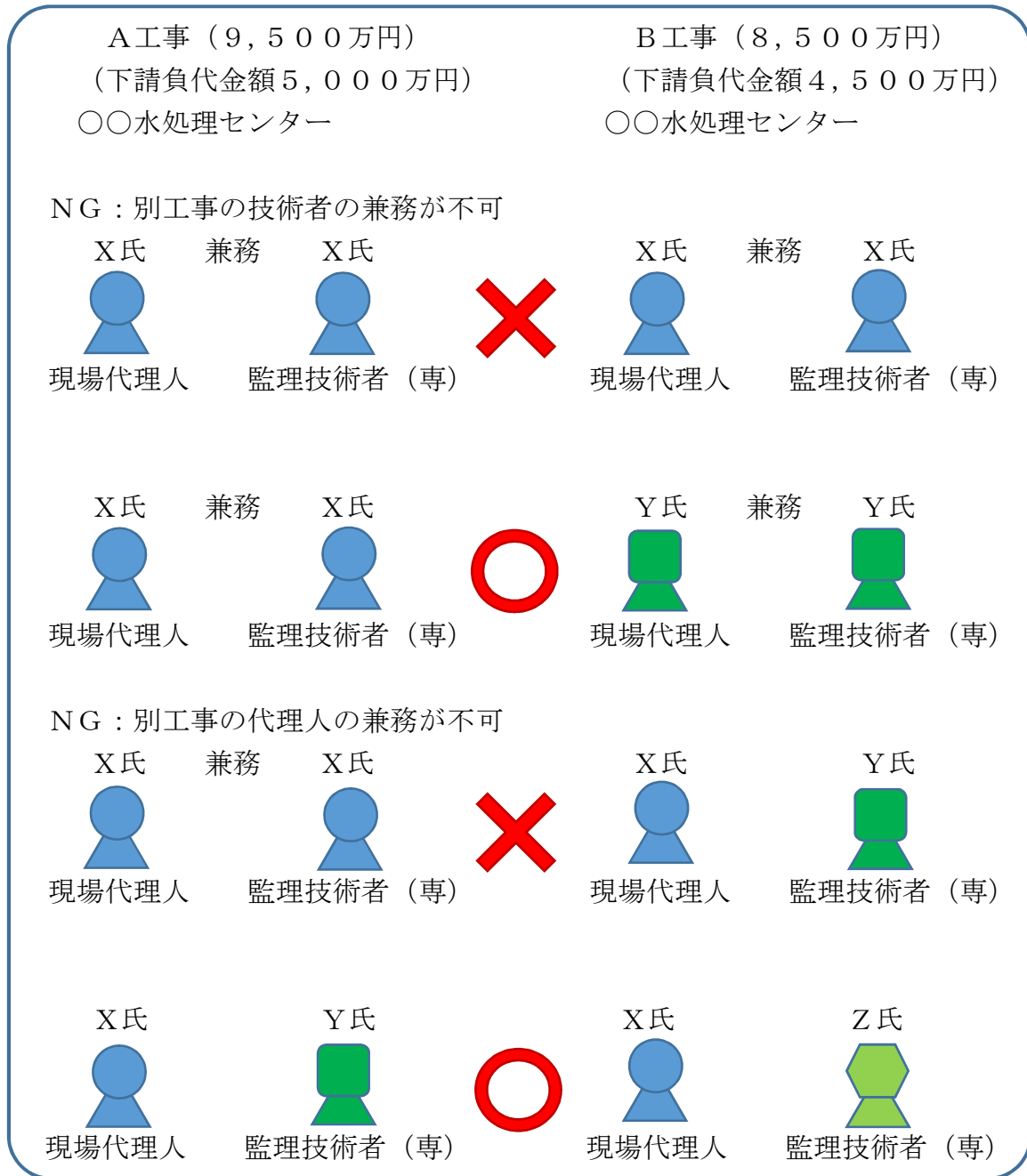


【解説】兼務する工事の下請負代金額の合計が4500万円以上の場合、監理技術者の配置となり専任義務があります。

また、現場代理人も原則、兼務が不可となります。

(6) 下請負代金額の合計が4,500万円以上の兼務の例

(同一敷地内、同一工事でない)

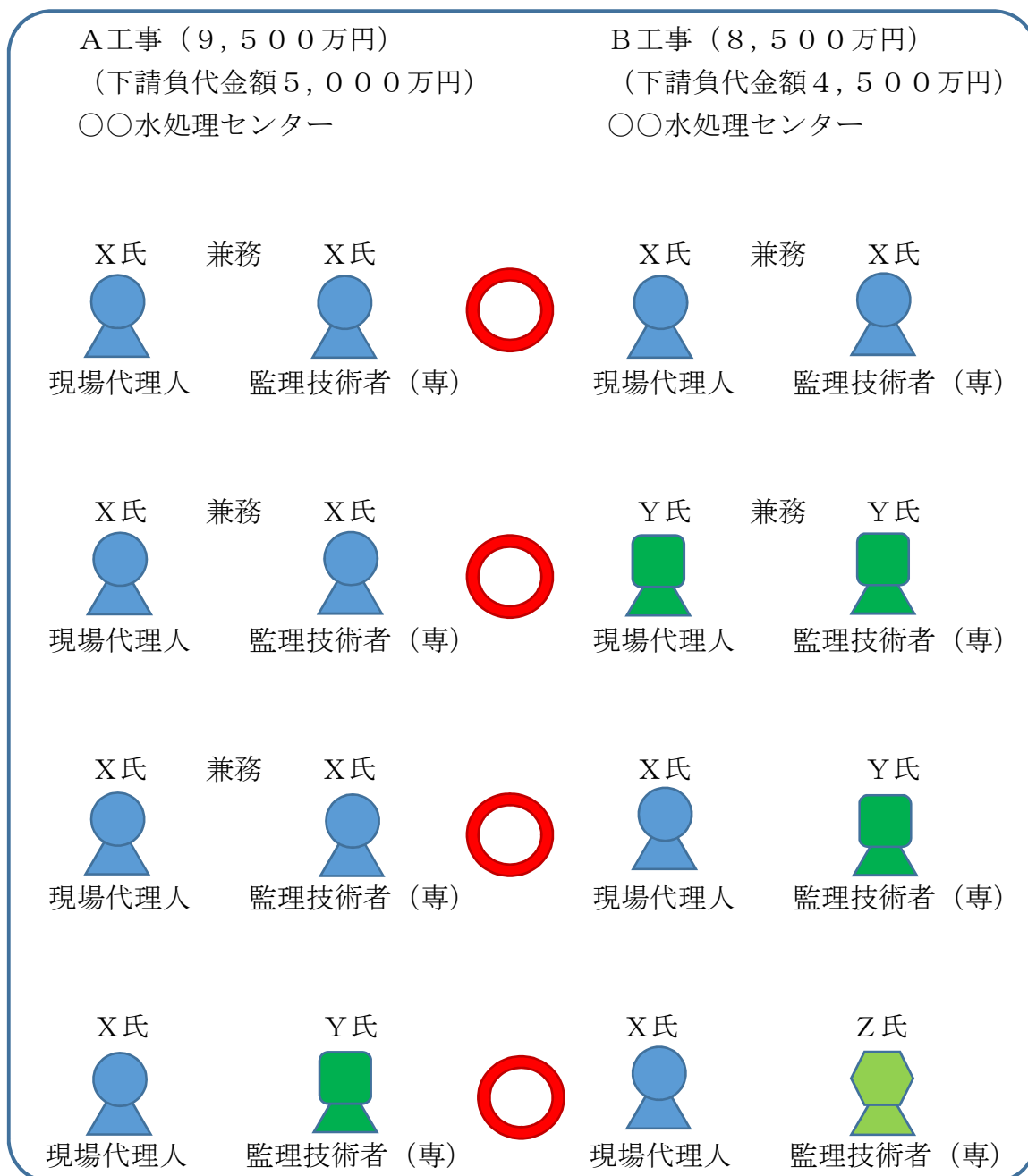


【解説】 同一敷地内であっても、下請負代金額が4500万円以上となる場合は、管理技術者の配置が必要となり、一部の例外を除き技術者の兼務が不可となります。

その場合、監理技術者は他工事の現場代理人にも配置することは不可となります。

(7) 下請負代金額の合計が4,500万円以上の兼務の例

(同一工事)



【解説】 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であり、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これらの工事を一つの工事とみなし技術者の兼務が可能となります。その場合、兼務する工事の下請負代金額の合計が4500万円以上の場合には、監理技術者の配置が必要となります。

また、現場代理人も兼務が可能となります。

(例) 同系列の焼却設備において「その1工事」焼却炉整備、「その2工事」空気予熱器整備 などは一つの工事とみなされます。

要綱の適用について

Q12：「土木工事」と「建築・設備工事」のどちらの要綱を適用すべきか判断が付きません。

A12：発注図書において「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（土木工事）」が添付されたものを「土木工事」。「現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書（建築・設備工事）」が添付されたものを「建築・設備工事」と区分します。

なお、「土木工事」と「建築・設備工事」の双方で兼務する事はできません。複数工種の合体工事では主たる工事にて区分して下さい。

(例：土木補強を含んだ雨水ポンプ工事は「建築・設備工事」として扱います)

常駐義務緩和時の施工監理について

Q13：連絡員の配置に条件はありますか。

A13：連絡員は各現場に配置する必要があります。また、元請会社の社員である必要はなく特に資格も必要ありませんが、監督員や現場代理人と常に連絡がとれ、適切な現場管理・安全管理ができる者であることが必要です。

連絡員を置く場合は、現場に掲示する緊急連絡体制表等に連絡員が誰かわかる様に明示してください。合わせて、腕章等でわかりやすくしてください。

Q14：工事現場に駐在したことの記録とはどのようなものですか。

A14：日時、場所が確認できる方法として下さい。(写真等)

記録に関しては、監督員から提出を求められた場合に提示して下さい。

Q15：現場代理人の所在を明らかにしておく必要はありますか。

A15：監督員からの指示に的確に対応できるよう、どの時間帯にどちらの現場に駐在する予定であるかを週報等で監督員に報告しておいてください。

また、監督員から現場への駐在の指示があった場合には、別の工事の監督員の下承を得て当該現場へ駐在するようにして下さい。

兼務時の手続きについて

Q16：新たな工事の現場代理人を兼務したい場合には、どのような書類を提出すればいいですか。

A16：兼務を希望するすべての工事の監督員に「現場代理人兼務承認願」及び工程把握表」を提出して承認を得る必要があります。

Q17：連絡員を施工計画書の緊急時の体制に記載する必要がありますか。

A17：緊急時に現場代理人が現場にいない場合があるため、連絡員も記載してください。

Q18：連絡員を変更することは出来ますか。

A18：同一の人であることが望ましいですが、変更することは可能です。工事打合せ簿にて監督員に協議してください。

Q19：兼務している他の工事が早く完了した、工期延期した、途中で他の現場代理人に変更したなどの場合はどうしたらよいですか。

A19：兼務に係るすべての監督員に、打合せ簿にて報告してください。

(参考) 手続きフロー

A工事 (1件目)	B工事 (2件目)	C工事 (緊急随契)
B工事との兼務願 (様式 1-1) 提出 ↓ 承認 (様式 1-2)	契約 ← A工事との兼務願 (様式 1-1) 提出 ↓ 承認 (様式 1-2) ↓ 現場代理人届提出	
B、C工事との兼務について兼務願 (様式 1-1) 提出 ↓ 承認 (様式 1-2)	A、C工事との兼務について兼務願 (様式 1-1) 提出 ↓ 承認 (様式 1-2)	契約 ← A、B工事との兼務について兼務願 (様式 1-1) 提出 ↓ 承認 (様式 1-2) ↓ 現場代理人届提出

兼務の不承認・解除について

Q20：要綱第 4 条第 7 号の要件「発注者が兼務を承認することが適当でない」と認める場合でないこと」とはどのようなケースですか。

A20：以下に該当する場合は現場代理人の兼務が不適と判断されます。

- ① 一方の現場に連続的かつ長期に渡り代理人が拘束されるなどの理由で、監督員が現場代理人の兼務が不相当だと判断した場合
- ② 当該現場において請負事故や公衆損害事故が発生している場合、安全管理の不備などにより監督員から改善指示や改善命令を受けている場合

Q21：兼務する現場代理人以外が工事評定において 65 点未満の成績を採っている場合も兼務できなくなるのですか。

A21：65 点未満の成績は、現場代理人ではなく会社全体が対象です。

Q22：工事途中で現場代理人の兼務を取り消される場合は、具体的にどのような場合ですか。

A22：安全対策の不徹底により事故が発生した場合、又はその恐れがある場合。現場代理人がどの現場にも駐在していない場合、連絡がつかない場合などは兼務を解除することが考えられます。

Q23：工事途中で現場代理人の兼務を取り消された場合はどうすればよいですか。

Q23：すみやかに当該工事又は兼務している工事に新たな現場代理人を配置してください。

Q24：現場代理人の兼務が認められなくなって、新たな代理人を配置する必要がある場合、どの現場に新たな代理人を配置すればよいですか。

A24：兼務に係るすべての監督員と協議の上、どの現場に新たな現場代理人を配置するか決めてください。

Q25：新たな現場代理人を配置できない場合はどのように対応すればよいですか。

A25：新たな現場代理人が配置されていない工事に関しては、現場代理人の配置がなされるまでの間、工事を中断することとなります。現場代理人の配置がなされない場合は、契約約款上の義務違反となる場合があります。